

環境修復事業実施に際しての検討事項の整理（総括表：実施計画記載内容）

1. 特定支障除去等の対象（事業範囲）

(1) 特定産業廃棄物
PCBが含まれていたと考えられるコンデンサ等の不法投棄された廃棄物

(2) 特定産業廃棄物と密接不可分の汚染された油等

当該地には、昭和46年以前に埋め立てられた泥状物に由来すると考えられる油が存在し、この油が不法投棄されたPCBにより汚染され、汚染された油に起因する土壤等の汚染が確認されている。

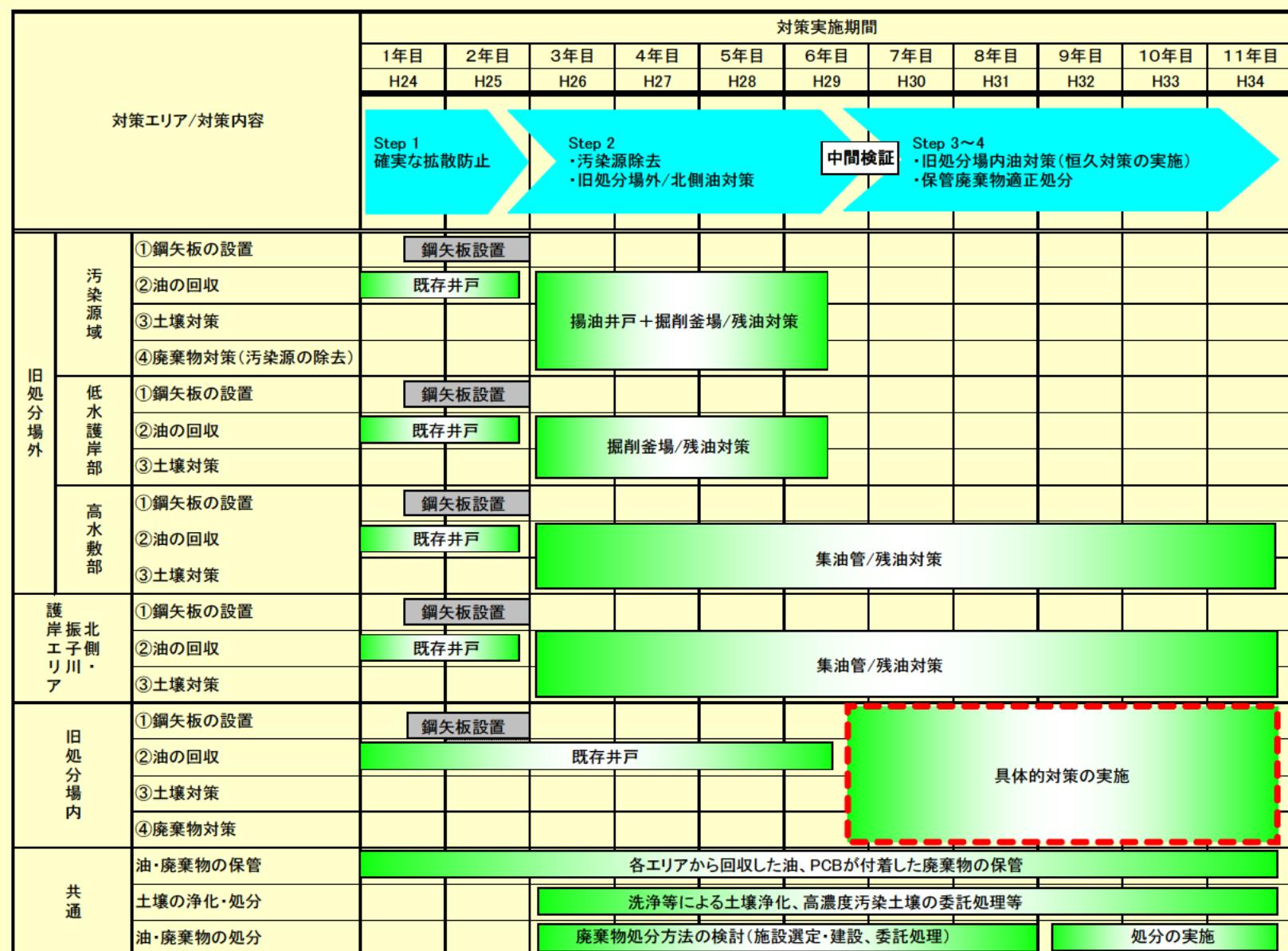
2. 生活環境保全上達成すべき目標

生活環境保全上の支障であるPCBを含む油を除去し、併せて汚染された土壤等の対策を講じることにより、「河川水にPCBを含む油が滲出せず、周辺地下水にも油の拡散が認められない状態」にすることを生活環境保全上達成すべき目標とし、判断指標を下記のとおりとする。

河川水	①河川の水質が環境基準値以下であること ②河川水面に油膜が認められないこと
周辺地下水	①地下水の水質が環境基準値以下であること ②周辺観測井の地下水水面で油膜が認められないこと

3. 恒久対策の方法（支障除去等の基本的考え方）

本事案における特徴は、PCBが油を媒体として周辺の土壤等を汚染し、近傍の河川に汚染された油が滲出していることである。支障の除去等の主目的は、汚染された油を除去することであり、対策エリアの特徴に沿って油の回収を実施する。



4. 恒久対策の進め方(実施計画の考え方)について

(1) 支障除去等の方法

- 特措法期間内で対策区域の油回収等の支障除去事業を行う。
- 対策区域を土地使用履歴等に応じて5つのエリアに区分し、各エリアに最適な方法により対策を実施する。
- 対策実施期間を4段階(Step1～Step4)に分割し、PCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案し、「旧処分場内」については、Step2終了時点までに最適な工法を選定する。
- Step2終了時に中間検証を行い、必要であれば対策工法等を見直す。
- 計画の変更を想定した当初計画とする。
- 保管した油・廃棄物については、対策期間内に処分を行うものの、具体的な方法については、処分時点での最適な方法により行うものとする。

(2) 対策実施期間

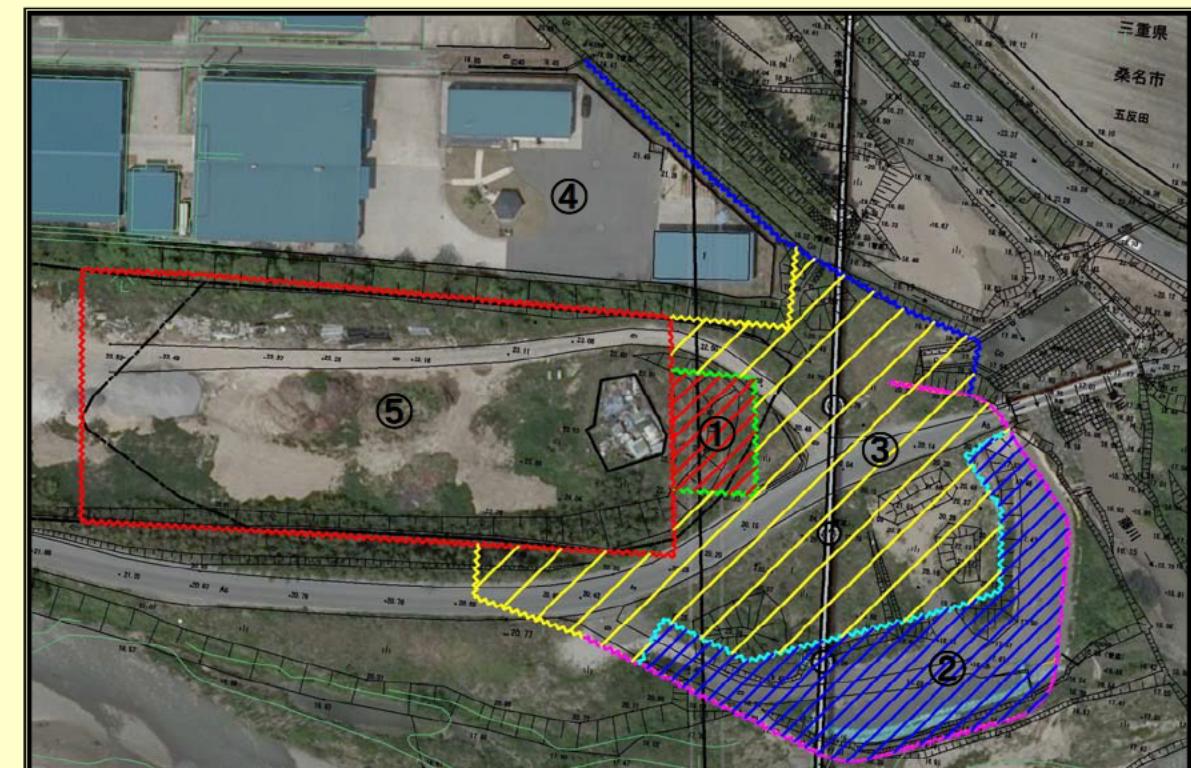
事業期間は平成24年度から平成34年度まで

(3) 対策費用

「旧処分場内」の具体的油回収等の方法は、Step2終了時までに選定することとしており、当初計画には、その対策費用を計上できないため、実施計画を変更する際に計上する。

5. 恒久対策工のスケジュール

- Step1にて、浮き型矢板を敷設し、汚染物質の拡散防止を図る。
- Step2から、「高水敷部」「北側・振子川護岸エリア」を含む「旧処分場内」を除くエリアの油回収等を開始し、「汚染源域」「低水護岸部」については、Step2までに対策を完了する。なお、「旧処分場内」についても既存井戸からの油回収は継続する。
- Step4終了時には、「旧処分場内」を含む全エリアの油回収等を終了し、保管廃棄物の処理を完了する。



① 汚染源域

不法投棄されたコンデンサ等の廃棄物及び高濃度のPCBが留まっていると想定されるエリア

② 低水護岸部

計画高水位以下で、年間数回程度の水没が想定されるエリア

③ 高水敷部

計画高水位以下で、過去10年間水没していないエリア

④ 北側・振子川護岸エリア

工場用地であり、現在事務所や駐車場として利用されており、大部分が舗装されているエリア

⑤ 旧処分場内

計画高水位以上の区域で、過去(昭和48年から平成5年まで)に処分場として利用されており、油量が最も多いエリア